

河川敷に悪質な不法投棄（テレビ）を発見 ～警察に通報し現地立会します～

20日(木)午前11時10分、大和町落合舞野字吉袋地先の善川右岸河川敷に、散在するテレビ5台の投棄を職員が確認し、大和警察署に通報しました。今日、15時より警察と現地立会を実施します。

不法投棄は、「河川法」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反する行為です。今後も、河川巡視等により発見した悪質な不法行為に対しては、ただちに警察に通報し原因者の特定に努めていきます。

詳細は次のとおりです。

- ①発見日時 10月20日(木)11時10分(鳴瀬出張所職員が発見)
- ②発見場所 大和町落合舞野字吉袋地先(善川右岸河川敷)
- ③投棄状況 テレビ5台(※別添写真参照)
→河川区域内5台、区域外3台の計8台
- ④現地立会 大和警察署 10月20日(月)15時より立会
- ⑤その他 前回巡視の10月17日(月)には確認されず

●罰則については、以下のとおりです

- ・河川法では、3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、5年以下の懲役又は1千万円以下の罰金(法人等の場合は3億円以下の罰金)に処せられる場合があります。

※発表記者会：石巻記者クラブ、古川記者クラブ

国土交通省北上川下流河川事務所

石巻市蛇田字新下沼80

電話0225-95-0194 (代表)

管理課長 畑山 作栄 (内線331)

鳴瀬出張所

宮城郡松島町高城字水溜下1-1

電話022-354-3101 (代表)

所長 田村 公仁

位置図・投棄状況写真



不法投棄状況

